

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第三十七号

### 広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する

#### 条例の一部を改正する条例

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十一条第八項」の下に「、第四百四十二条第十一項」を、「使用」の下に「、法第四百四十二条第一項第三号のビラ（広島県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）の作成」を加える。

第二条中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第十条を第十三条とする。

第九条第二項中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第八条中「第六条後段」を「第九条後段」に改め、同条を第十一条とする。

第七条を第十条とする。

第六条中「第九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（ビラの作成の公費負担）

第六条 候補者（広島県知事の選挙における候補者に限る。）は、第八条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第七条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間におい

てビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成における公費の支払)

第八条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭
- 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十六万五千円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される広島県知事選挙から適用する。